


環境省・オフセット・クレジット認証運営委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 23年 4月 21日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
大阪府堺市株式会社プリメール開発によるアミューズメント施設における高効率照明を用いた温室効果ガス排出削減プロジェクト			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	ロイド レジスター クオリティ アシュアランス リミテッド		
担当部署名	テクニカルグループ GHG チーム		
責任者名	飯尾隆弘		
責任者 E-mail	Takahiro.iio@lrqa.com		
責任者電話番号	045-682-5290		
審査員名	主任審査員: 川元 蔭 技術専門家: 長尾好太郎 テクニカルレビューワー: 飯尾隆弘		
機関要件への合致	受注段階で暫定的な妥当性確認機関である事とISO14065認定申請済みとなっている。本プロジェクトはJABによる審査対象案件となっている。		
妥当性確認報告書発行日	平成23年4月21日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度 妥当性確認・検証ガイドライン Ver. 1.2		
妥当性確認期間	2011年 2月 20日～ 2011年 4月 20日		
現地審査	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	期間	2011年 2月 24日(ステージ1)及び 2011年 3月 29日～ 2011年 3月 30日

	審査内容	<p>現地審査対象として(株)プリメール開発本社と王子本店パオ店、岸和田パオ店、泉大津パオ店、八尾パオ店、千里パオ店の5店舗のうち3店舗を抜き取り実施した。審査内容は下記の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関係者のインタビュー 2. 周辺環境の把握 3. プロジェクト実施前後の照明設備の状況把握 4. プロジェクト管理体制の把握 <p>現地審査によりベースラインとして球切れにより消灯しているものがあり、その部分を削減量から控除した。また、複数の関連企業従業員が管理に関与している実態があり、本プロジェクトのモニタリング責任者を店舗毎に選任して頂いた。</p>				
想定排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2				218.9	218.9
プロジェクト情報 (A・B)	記載内容に関して提供頂いた証跡により全て妥当である事を確認した。					
適格性要件 (C)	ポジティブリスト/方法論 No. E010「照明設備の更新」記載の適格性基準を全て満たしている事を提供頂いた証跡により確認した。投資回収年数は4.5年となっており、要件の3年以上である事を確認している。					
排出量・吸収量算定 (I・II)	適用方法論に基きモニタリング計画書と添付資料6により審査した。方法論の中のプロジェクト排出量の算定に於いては、年間電力使用量を計算により求める方法を採用している。また、供給される光束についてはプロジェクト実施後に増加しない事を立証頂き補正は必要ないとしているが、実施前に確認された球切れによる消灯分は控除している。					
モニタリング計画 (III～VI)	<p>本プロジェクトでは、活動量としてのモニタリング対象はプロジェクト前後の電力消費量であるが、測定が必要なパラメータは、電球の電力消費量については全てカタログ値となるので、照明設備の年間稼働時間だけである。各店舗の照明設備の稼働時間は、従業員のタイムカードにより実測という計画であったが、それが必ずしも対象設備の稼働時間と連動しない事が判明し、適用方法論に従い保守的に見積もる事とし、ウェブサイトで公表している営業時間(年中無休)より1日を控除した時間を固定的に使用する事とした。従って本プロジェクトでは実質的に測定を行なう必要は無いが適切な管理が必要となる。この「実測」からモニタリングパターンC「概算」となった事で、モニタリング方法ガイドラインの「小規模プロジェクト」の規定に従い、方法論No. を SS-E010 として頂いた。</p>					
その他(D)	特になし。					
機関の見解 (サマリー・結論)	<p>当社は株式会社プリメール開発殿から依頼された表記のプロジェクトの計画書(最終 Ver..2.0)に対して、オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則(Ver..2.6)及び関連ガイドライン、適用ポジティブリスト/方法論、ISO14064 Part3等に従い、合理的保証を保証水準として妥当性確認を行なっ</p>					

	た。その結果として、当該プロジェクト計画は、無限定適正、即ち、全ての重要な点について適正であると認める。
パブリックコメントの概要	
パブリックコメントの募集期間： 2011年3月10日より2011年3月24日まで	
コメント： 特になし。	
妥当性確認機関の見解： 該当なし。	

ⁱ 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。